

## 伊勢原市緊急特別保護等事業実施要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、家庭の事情等で緊急又は特別な事由の発生により保護を必要とする概ね65歳以上の高齢者を一時的に施設に入所させること（以下「緊急一時保護」という。）に関して必要な事項を定めるものとする。

### (対象者)

第2条 緊急一時保護の対象者は、要介護認定の有無にかかわらず、市内に住所を有する概ね65歳以上の在宅高齢者で次の各号のいずれかに該当する者をいう。ただし、感染症疾患の疑いのある者及び疾病等により入院加療を要する者は、対象としない。

- (1) 家庭の事情により一時的に在宅での生活が困難となった者
- (2) 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成17年法律第124号）に基づき一時的に保護が必要な者
- (3) その他市長が特に必要と認める者

### (実施施設)

第3条 緊急一時保護は、市と委託契約をした養護老人ホーム又は特別養護老人ホーム（以下「実施施設」という。）において実施するものとする。

### (緊急一時保護の期間)

第4条 緊急一時保護の期間は、原則として14日以内とする。ただし、市長が真にやむを得ないものと認める場合には、必要最小限の範囲で延長することができるものとする。

### (申請)

第5条 緊急一時保護を受けようとする者又はその介護者（以下「申請者」という。）は、伊勢原市緊急特別保護等事業利用申請書（第1号様式）を市長に提出するものとする。

### (決定及び通知)

第6条 市長は、前条の規定による申請があったときは、速やかにその内容を審査するとともに、必要に応じて調査をし、入所の可否を決定するとともに、申請者及び実施施設に伊勢原市緊急特別保護等事業利用決定通知書（第2号様式）により通知するものとする。

### (緊急時の取扱い)

第7条 市長は、緊急を要すると認める場合には、第5条及び前条の手続を省略し、緊急一時保護の取扱いをすることができる。

2 市長は、前項の規定による緊急一時保護の取扱いをしたときは、事後において速やかに省略した手続を行うものとする。

### (決定の取消し及び保護の廃止)

第8条 市長は、緊急一時保護の決定を受けた者（以下「利用者」という。）が、実施施設の秩序若しくは風紀を乱し、又は他人の迷惑となるような行為をした場合は、緊急一時保護の決定を取り消すことができる。

2 市長は、利用者が第2条の対象者の要件を失ったときその他保護する必要がなくなったときは、緊急一時保護を廃止するものとする。

### (変更等の通知)

第9条 市長は、第4条ただし書の規定により緊急一時保護の内容を変更したとき、又は

前条の規定により緊急一時保護の決定を取り消し、若しくは廃止したときは、伊勢原市緊急特別保護等事業（変更・取消し・廃止）通知書（第3号様式）により利用者及び実施施設に通知するものとする。

（費用の負担）

第10条 利用者は、当該利用に係る利用者負担として、介護保険法（平成9年法律第123号）による短期入所生活介護の要介護度ごとの介護報酬単価の1割から3割相当額、飲食物相当額及び送迎を利用するときは、送迎に係る実費を利用した実施施設に納付しなければならない。ただし、介護保険未申請者及び自立認定者（要介護、要支援のいずれの認定も受けなかった者）が、利用した施設に納付しなければならない負担額については、別に定める。

（実施状況報告）

第11条 実施施設の施設長は、毎月10日までに前月の入所利用者及び利用状況を市長に報告しなければならない。

（書類の省略）

第12条 市長は、申請書等の書類により明らかにすべき事実について、公簿等により確認することができる認めるときは、その書類を省略することができる。

（委任）

第13条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則（令和2年3月19日告示第26号）

（施行期日）

1 この告示は、令和2年4月1日から施行する。

（伊勢原市緊急特別ショートステイ事業実施要綱及び伊勢原市養護老人ホームショートステイ事業実施要綱の廃止）

2 次に掲げる要綱は、廃止する。

(1) 伊勢原市緊急特別ショートステイ事業実施要綱（平成12年伊勢原市告示第51号）

(2) 伊勢原市養護老人ホームショートステイ事業実施要綱（平成12年伊勢原市告示第53号）

（経過措置）

3 この告示は、この告示の施行の日以後の申請に係るものから適用し、同日前の申請に係るものについては、前項の規定による廃止前の伊勢原市緊急特別ショートステイ事業実施要綱又は伊勢原市養護老人ホームショートステイ事業実施要綱によるものとする。

第1号様式（第5条関係）

伊勢原市緊急特別保護等事業利用申請書

年 月 日			
伊勢原市長 殿			
申請者 住 所			
氏 名			
電 話 ( )			
フリガナ 対象者氏名		生年月日	年 月 日
住 所	伊勢原市		
緊急特別保護等の利用を必要とする理由			
1 家庭の事情により一時的に在宅での生活が困難なため 家庭の事情の内容 ( )			
2 その他 ( )			
利用希望期間	年 月 日 ~ 年 月 日		
特記事項			
利用予定 施設名	電話 ( )	送 迎 区 分	送り <input type="checkbox"/> 施設 <input type="checkbox"/> 家族 迎え <input type="checkbox"/> 施設 <input type="checkbox"/> 家族

第2号様式（第6条関係）

伊勢原市緊急特別保護等事業利用決定通知書

年 月 日		
様		
伊勢原市長		印
年 月 日付けで申請のあった緊急特別保護等事業の利用について、次のとおり決定したので通知します。		
対象者 氏名		生年月日 年 月 日
住所	伊勢原市	
<input type="checkbox"/> 利用が決定しました		<input type="checkbox"/> 利用は認められません 理由
利用期間	年 月 日 ~ 年 月 日	
利用予定 施設名	電話 ( )	
費用	伊勢原市緊急特別保護等事業実施要綱第10条に基づく金額	
送迎 区分	送り <input type="checkbox"/> 施設 <input type="checkbox"/> 家族 迎え <input type="checkbox"/> 施設 <input type="checkbox"/> 家族	

（事務担当は、 )

第3号様式（第9条関係）

伊勢原市緊急特別保護等事業（変更・取消し・廃止）通知書

年 月 日		
様		
伊勢原市長		印
年 月 日付けで利用の決定をした緊急特別保護等事業の利用について、次のとおり（変更・取消し・廃止）を決定したので通知します。		
対象者 氏 名		生年月日 年 月 日
住 所	伊勢原市	
変更・取消し・廃止の理由		
利用期日	年 月 日まで	
利 用 施 設 名	電話 ( )	

（事務担当は、 ）